

第 52 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 7 回 動物の飼養に関する特別部会 (TFAF) 議題
4-(2)	第 7 回 動物の飼養に関する特別部会 (TFAF) 概要
5-(1)	第 20 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 議題
5-(2)	第 20 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要
6-(1)	第 23 回 油脂部会 (CCFO) 議題
6-(2)	第 23 回 油脂部会 (CCFO) 概要
7-(1)	第 34 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 議題
7-(2)	第 34 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要
8-(1)	第 7 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 仮議題〔仮訳〕
8-(2)	第 7 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 主な検討課題
9-(1)	第 45 回 残留農薬部会 (CCPR) 仮議題〔仮訳〕
9-(2)	第 45 回 残留農薬部会 (CCPR) 主な検討課題
10-(1)	第 41 回 食品表示部会 (CCFL) 仮議題見込み〔仮訳〕
10-(2)	第 41 回 食品表示部会 (CCFL) 主な検討課題

第 52 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 25 年 3 月 26 日（火）

14:00 ～ 17:00

場所：厚生労働省専用第 18-20 会議室

議 事 次 第

1. 議題

○最近検討された議題について

- ① 第7回 動物の飼養に関する特別部会
- ② 第20回 食品輸出入検査・認証制度部会
- ③ 第23回 油脂部会
- ④ 第34回 分析・サンプリング法部会

○今後検討される議題について

- ⑤ 第7回 食品汚染物質部会
- ⑥ 第45回 残留農薬部会
- ⑦ 第41回 食品表示部会

2. その他

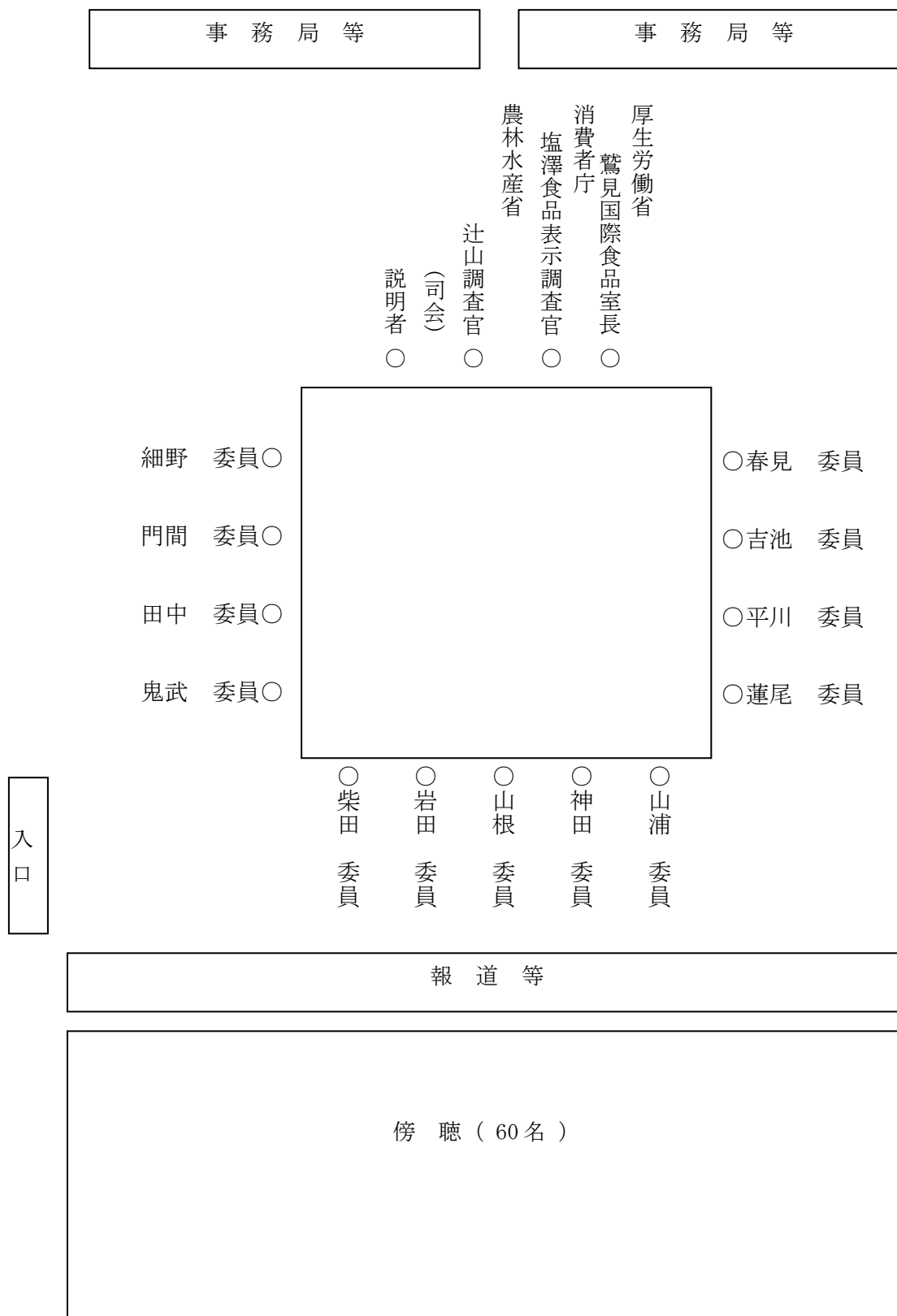
コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	財団法人 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 専門委員
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 営農販売企画部 リテール事業課 課長
たかや 高谷	さとし 幸	社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	財団法人 日本乳業技術協会 常務理事
やまうら 山浦	やすあき 康明	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 会長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授

第 52 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 25 年 3 月 26 日 (火)



FAO / WHO 合同食品規格計画

第 7 回家畜の飼養に関する特別部会

日時 : 2013 年 2 月 4 日 (月) ~2 月 8 日 (金)

場所 : ベルン (スイス)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO、WHO その他国際政府間機関の活動に関する報告
4.	リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案 (ステップ 7)
5.	飼料中のハザードの優先順位付けに関する政府向けガイダンス案 (ステップ 4)
6.	その他の事項
7.	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2013 年 2 月 3 日 (日) に「リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案に関する作業部会」が開催された。

第 7 回家畜の飼養に関するコーデックス特別部会 (TFAF) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2013 年 2 月 4 日 (月) ～2 月 8 日 (金)

場所：ベルン (スイス)

2. 参加国及び国際機関

40 カ国、1 加盟機関 (EU)、7 国際機関

3. 我が国からの出席者

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐 木村 たか子

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

国際食料調査官 櫻井 友美子

4. 本特別部会設置の経緯

第 33 回コーデックス総会(2010 年)において、既存のリスク評価手法を飼料に含まれる各種ハザードにどのように適用すべきか記載した各国政府向けガイドラインを作成することを目的として設置。具体的な付託事項は、①リスク評価を飼料に適用するためのガイドラインの作成及び②飼料中のハザードの優先順位リストの作成。本会合は、2010 年の設置後 2 回目のもの。

5. 会合の概要

議題 1. 議題の採択

議題は原案どおり採択された。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

付帯事項①に関するガイドライン原案が、昨年 7 月の総会において、ステップ 5 で採択され、本会合でステップ 7 で検討される。

議題 3. TFAF の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告

FAO、WHO、OIE からそれぞれの活動について報告された。

議題 4. リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案 (ステップ 7)

- 用語の定義を他のコーデックス文書と整合させるための修正や、本特別部会において検討されているハザードの優先順位付けに関する文書との関係を明確にする修正を加えたものの、内容について大きな修正はなく、本案をステップ 8 に進めることで合意した。

- 合意された文書は、飼料中のハザードのリスク評価を行う際に、ハザードの特定、ハザードの判定、暴露評価及びリスクの推定の各段階における注意事項を示す内容となっている。飼料のリスク評価に特有な手順として、暴露評価は、「家畜への暴露評価」と「畜産物への移行」の二段階で行うことが示されている。

議題 5. 飼料中のハザードの優先順位付けに関する政府向けガイダンス案 (ステップ4)

- 電子作業部会の議論に基づき、議長国であるスイスが新たな優先順位付けの手順を示した文書を提案し、読みやすさの向上や用語の定義を他のコーデックス文書と整合させるための修正を加えた後に、合意された。
- 本文書中に示された手順は、各国が優先順位付けのための判断基準を定め、判断基準の程度の大小を分類し（例：「高」「中」「低」）、分類ごとに数値化して（例：「高」1点、「中」0.5点、「低」0点）、ハザードごとに総合得点化する手法となっている。
- 日本から、農林水産省のリスク管理検討会で用いている食品中のハザードの優先順位付けの手法を基にした提案を行い、①付属文書中の優先順位付けの作業の例に、程度の大小を「高」「中」「低」と3段階に分けること、②ハザードの毒性に関する判断基準として化学的ハザードの場合と生物的ハザードの場合を併記すること、が反映された。
- 本文中には、本手法以外でも優先順位付けを行うことが可能である旨が追記された。また、付属文書中の優先順位付けの作業の例にも、本例は手順をガイダンスの利用者に分かりやすく示すためのものであり、各国が優先順位付けを行う際には、自国の状況に応じて判断基準や数値を設定する必要がある旨が明示された。これにより、ガイダンスの柔軟な運用が可能となっている。
- 本案についてこれ以上の作業は必要がないことから、ステップ 5/8 に進めることで合意した。

議題 6. その他の事項

新規作業の提案はなかった。

家畜の飼養に関する特別部会 (TFAF) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	次のアクション
リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案	8	第 36 回 CAC
飼料中のハザードの優先順位付けに関する政府向けガイダンス案	5/8	第 36 回 CAC

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 20 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時：2013年2月18日（月）～2月22日（金）

場所：チェンマイ（タイ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3(a)	CCFICS の作業に係る FAO 及び WHO の活動に関する報告
3(b)	CCFICS の作業に係る他の国際機関の活動に関する報告
4	国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案(ステップ 6 及び 3)
5	その他の事項及び今後の作業
5(a)	食品輸出国を対象とした多岐にわたる質問票の負担に関する討議文書
5(b)	国内の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する討議文書
5(c)	食品安全の緊急事態への対応に係る更なるガイダンスの必要性及び動物用飼料を取り扱うための緊急事態と拒否に係る CCFICS 文書の修正提案の分析に関する討議文書
6	次回会合の日程及び開催地
7	報告書の採択

第20回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）概要

1. 日時及び開催場所

日時：2013年2月18日（月）～2月22日（金）

場所：チェンマイ（タイ）

2. 参加国及び国際機関

56加盟国、1加盟機関（EU）、9国際機関 合計 153人

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部

国際食品室 室長

鷺見 学

監視安全課

廣谷 朋美

農林水産省消費・安全局

消費・安全政策課 国際基準専門官

安宅 倭

消費・安全政策課 課長補佐

春名 美香

農林水産省食料産業局

輸出促進グループ 課長補佐

久保 牧衣子

テクニカルアドバイザー

東京大学 公共政策大学院 特任研究員

松尾 真紀子

4. 主要議題の概要

議題4 国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案（ステップ6及び3）

昨年7月に開催された物理的作業部会（pWG）が作成した原案に各国の意見を踏まえ、第1章から第4章までパラグラフ毎に必要な修正を行い、本原案をステップ5/8でコーデックス総会（CAC）に進めることで合意した。

第1章から第3章まではステップ6の段階であり、従前より議論を重ねた文章であることから大きな変更はなされず、補足的な説明の追加、文言の修正等が行われるとともに、主に下記の点について合意がなされた。

- ・ 当ガイドラインにおいては、「Competent authority」は単数形でも複数の場合もあるとする旨脚注に追記。
- ・ 食品管理システムの見直し及び改善については、「continual（断続的な）improvement」よりも「continuous（継続的な）improvement」が適切。

第4章については、パラグラフの並び替え及び箇条書きの使用等、分かりやすい文章となるよう再構成が行われるとともに、主に下記の点について議論がなされた。

- ・ 「Competent authority」の役割、責任及び権限について明文化するとともに、「Competent authority」が国内の食品管理システムを十分に管理・運営するために、法規則において規定すべき事項を整理。
- ・ 循環的な「continuous improvement」を明確にするため、ダイアグラムをサークルの形に変更。
- ・ 食品安全に係る緊急時に、トレーサビリティが原因特定やリコールに役立つという記述が追加された。

議題5 その他の事項及び今後の作業

(a) 食品輸出国を対象とした多岐にわたる質問票の負担に関する討議文書

今会期中に提案国であるコスタリカが中心となり一部参加国と非公式な協議を行った上で、既に回付されているプロジェクトドキュメントから大幅に修正を加えたドキュメントがプロジェクト画面に示され、これに沿って議事が進行された。主な修正点は、新規作業の目的を一般的な質問票の作成から「質問票を作成するための原則及びガイドラインの作成」へ変更し、スコープを縮小するとの内容であった。

多くの参加国が、修正後のドキュメントに基づき本新規作業を進めることを支持したものの、内容が大きく変更されているにも関わらず討議前に修正後の文書が配布されておらず、本部会で修正された内容について議論するには時期尚早との意見が我が国を含む各国から示され、総会への提案は見送られた。

次回会合までに、電子的作業部会（eWG）（議長：コスタリカ、言語：英語・スペイン語）を立ち上げ、今回提示されたプロジェクトドキュメントの内容及び参加国からの意見を踏まえてプロジェクトドキュメントをリバイスするとともに、次回会合に向けてガイドライン原案について検討することとなった。

(b) 国内の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する討議文書

我が国より、「国内の食品管理システムに係るガイドライン（以下、ガイドライン）」は本会合議題4にて採択されたばかりであり、ガイドライン実施経験を待たずして新規作業を開始するには時期尚早である旨主張を行ったところ、多くの参加国から支持を得るとともに、総会への提案は見送られた。一方、FAO及び一部の参加国からは、FAOにおいて既に評価ツール作業に着手していることから、これも考慮すべきとの意見が示された。

しかしながら、スコープを限定する必要性はあるものの、ガイドラインにおける継続的な見直しと改善を実現させるには、モニタリング指標が必要かつ有用であるとの意見も一部参加国より示され、当該作業の意義及びスコープを明確にするため、eWG（議長：米国、言語：英語・スペイン語）の立ち上げ及び次回会合中のワークショップの開催が決定された。

(c) 食品安全に関する緊急事態への対応に係る更なるガイダンスの必要性及び動物用飼料を取り扱うための緊急事態と受け入れ拒否に係るCCFICS文書の修正提案の分析に関する討議文書

緊急時の情報交換に関する既存のコーデックス文書「食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン（CAC/GL19-1995）」及び「輸入食品の受け入れ拒否に

ついでの情報交換に関するガイドライン(CAC/GL25- 1997)」の修正については、以下の結論に至った。

- ・ 2つのガイドライン(CAC/GL 19-1995及びCAC/GL 25-1997)の統合は、緊急事態と輸入食品の受け入れ拒否の状況は異なり、混乱を招く恐れがあることから、不要。
- ・ 2つのガイドライン(CAC/GL 19-1995及びCAC/GL 25-1997)に、食品安全に係る場合に限り動物用飼料の記述を追加する提案については、CAC/GL 19-1995についてのみ、「適正動物飼養実施規範 (CAC/RCP54-2004)」の定義に基づいてfeedの定義を明確化する等の修正を加え、総会へ新規作業として提案。CAC/GL 25-1997については時間の関係上十分な議論ができなかったため、米国が次回会合までに修正したプロジェクトドキュメントを作成。
- ・ CAC/GL19-1995にINFOSAN(国際食品安全当局ネットワーク)などの国際的な仕組みを反映し、関係者の役割を明確化する提案については、我が国を含む多くの参加国が支持の立場を表明したが、既存文書との重複の回避、関係機関との連携、情報技術活用などについて、時間の関係上十分な議論ができなかったため、次回会合までに米国がeWGを立ち上げ(言語：英語)、プロジェクトドキュメントを修正。

(参考)

本部会の作業と今後のアクション

事項		ステップ	次のアクション
国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案		5/8	第 36 回 CAC
食品輸出国を対象とした多岐にわたる質問票の負担に関する討議文書		—	電子的作業部会 (座長：コスタリカ) 第 21 回 CCFICS
国内の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する討議文書		—	電子的作業部会 (座長：米国) 第 21 回 CCFICS
食品安全に関する緊急事態への対応に係る更なるガイドランスの必要性及び動物用飼料を取り扱うための緊急事態と拒否に係る CCFICS 文書の修正提案の分析に関する討議文書	動物用飼料の記述を追加 (CAC/GL 19-1995)	—	第 36 回 CAC
	動物用飼料の記述を追加 (CAC/GL 25-1997)	—	米国 第 21 回 CCFICS
	CAC/GL19-1995に INFOSAN(国際食品安全当局ネットワーク)などの国際的な仕組みを反映し、関係者の役割を明確化する提案	—	電子的作業部会 (座長：米国) 第 21 回 CCFICS

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 23 回油脂部会

日時：2013 年 2 月 25 日（月）～ 3 月 1 日（金）

場所：ランカウイ（マレーシア）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	魚油の規格原案（ステップ 4）
4	名前のついた植物油規格の修正原案：米ぬか油の規格数値（ステップ 4）
5	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ひまわり油
6	低温圧搾油に関する討議文書
7	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：高オレイン酸大豆油
8	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：高オレイン酸（OxG） パーム油の追加
9	オリーブ油及び精製オリーブ粕油規格のカンペステロール上限値の改訂に 関する討議文書
10	オリーブ油及び精製オリーブ粕油規格の修正に関する討議文書：デルタ-7 -ステグマステノールの含有量
11	コーデックス規格における受諾又は任意適用に関する付託
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

第 23 回コーデックス油脂部会 (CCFO) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2013 年 2 月 25 日 (月) ～3 月 1 日 (金)

場所：ランカウイ (マレーシア)

2. 参加国及び国際機関

35 加盟国、1 加盟機関、4 国際機関 合計 101 人

3. 我が国からの出席者

農林水産省 水産庁 漁政部 加工流通課 課長補佐 富永 温夫

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 専門職 矢野 貴子

4. 概要

議題 1. 議題の採択

新規作業として、以下 3 点の提案 (括弧内は提案国あるいは国際機関) があり、議題 12 「その他の事項」で議論することとなった。

- ・ピーナッツ油の脂肪酸組成及びその他の品質を決める要素の改正 (アルゼンチン)
- ・高ステアリン酸及び高オレイン酸ひまわり油に関する規定の追記 (アルゼンチン)
- ・バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範の改正 (FOSFA (The Federation of Oils, Seeds and Fats Associations))

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

- (1) バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範：許容される前荷に関する基準案及び許容される前荷リスト案及びリスト原案 (経緯)

食用油脂を大型船で輸送する際に、各国の規制当局が前荷として許容する物質のリスト案及びそれを選定する際に利用する基準案について、1987 年から作業が行われ、第 34 回総会 (2011 年) において最終採択された。

最終採択に当たっては、リストは基準作成前に作成され、リストに掲載された物質がすべて基準案に合致しているものではないとして、米国が採択に反対し、我が国も含めて数カ国が米国を支持した。しかし、CCFO の議長国であるマレーシアが最終採択を主張し、多くの国がマレーシアを支持した結果、総会は最終採択を行う一方で、米国等の主張をくみ取り、CCFO に対し、総会で採択された基準に基づき、当該リストを見直し、JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会合) にレビューを依頼する重要性が高い物質を特定するよう指示した。

(結果)

電子作業部会 (議長国マレーシア) を設置し以下の作業を行うこととなった。

- ・ 現行の規格に記載されている前荷が基準を満たしているか否か判断するために情報を集める。
 - ・ JECFA に評価を依頼する前荷を特定する、あるいは優先順位付けする。
 - ・ 許容できる前荷として追加が提案された物質について検討する。
 - ・ 前荷として実質運搬されていない物質を削除する。
- 次回会合直前に物理的作業部会（議長国同じくマレーシア）を開催し、電子作業部会の結果等について検討することとなった。
- また、許容される前荷について見直しを行う議題を今後 CCFO の議題に継続的に含めることとなった。

(2) 他部会（分析サンプリング部会（CCMAS））からの付託事項 （経緯）

従来、動植物油脂分野の「比重」の分析手法として用いられていた IUPAC 法（Type1）が活用できなくなっていることから、分析サンプリング部会は、油脂部会に対して、「比重」が将来にわたって必要なのか検討するとともに「見かけ密度」により代用できるかどうかの検討を要請した。

（結果）

AOCS（American Oil Chemist's Society）が本件について検討を行い次回 CCFO において報告を行うこととなった。

（経緯）

従来、オリーブ油中の「erythrodiol + uvaol」の分析方法として用いられてきた IUPAC 法が活用できなくなっていることから、分析サンプリング部会は、国際オリーブ機関が分析手法について検討中であることを付記した上で、油脂部会に対して、この問題について検討することを要請した。

（結果）

EU より代替法である COI/T.20.doc. No 30-2011 が示され採用された。

議題 3. 魚油の規格原案（ステップ 4）

（経緯）

前回会合で新規作業として合意された。今次会合では、閉会期間中の電子作業部会（議長：スイス）で検討された規格原案をもとに議論された。

（結果）

魚油と魚油エチルエステルを明確に分けることについては、多くのメンバーが支持したが、含有量等、両者を分ける具体的な基準については、さらに検討していくこととなった。その他の項目についても、さらに議論が必要であるとされたことから、ステップ 2 とし、閉会期間中の電子作業部会及び次回会合直前の物理的作業部会（いずれも議長はスイス）

を開催することが合意された。

議題 4 名前のついた植物油規格の修正原案：米ぬか油の規格数値（ステップ 4）

（経緯）

前回会合においてタイが提案した、米ぬか油の「脂肪酸組成」及び「デスメチルステロール」の数値の改訂については、ステロール含有量に関するさらなるデータが必要との意見があり、タイが次回会合までに規格原案を準備できるよう、十分な追加データを収集することとなった。

その後、タイとアメリカから新たなデータの提出があり、今次会合では、そのデータに基づき提案された「脂肪酸組成」及び「デスメチルステロール」の数値案について、議論が行われた。

（結果）

「脂肪酸組成」についてはインドから、「デスメチルステロール」については日本から追加のデータの提出があり、タイ、アメリカ及びこれらの国々のデータを元に「脂肪酸組成」及び「デスメチルステロール」の値を修正し、ステップ 5/8 で採択した。

我が国より、「デスメチルステロール」中の「その他のデスメチルステロール」の値については、どの範囲のデスメチルステロールを「その他」と定義するのかによって、総ステロール中の各デスメチルステロールの比率が変動するため、コーデックスで規定された分析法で測定が可能な「その他のデスメチルステロール」の範囲や定義について、統一的な見解を部会で共有することが重要である旨発言をした。

また、現行の規格に含まれる各種パラメーターの値の幅が、それを作成した議長国の独自の方法によって定められている現状を考慮し、我が国より、タイの提案を採用するのであれば、今後は少なくとも「脂肪酸組成」及び「デスメチルステロール」の値の幅については、今回タイの用いた「平均±3 標準偏差」を統一的に適用すべきと発言した。本件に関しては AOCS の提案に基づき CCMAS に意見を聞くこととなった。

議題 5 名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ひまわり油

（経緯）

前回会合において、アルゼンチンが、名前の付いた植物油規格に規定されている 3 種類のひまわり油（一般、中オレイン酸、高オレイン酸）の脂肪酸組成について、一部の基準値に隙間があり、伝統的なひまわりの種から搾ったひまわり油が、どの種類のひまわり油にも当てはまらなくなることがあることから、規格の修正を提案したものの、作業文書の配付が遅かったため、議論されず今次会合で初めて議論が行われた。

（結果）

新規作業に賛成した国が複数あった一方、多くの国は、主要なひまわり油産出国のデータが反映されていないこと、提示された値の幅が広すぎて不純物を添加した粗悪品の特定が難しくなる等を理由に反対。このため、電子作業部会を設置し、討議文書を改正することとなった。また、加盟国より関連するデータを募集すべく、コーデックス事務局から配

布文書を送付することとなった。

議題 6 低温圧搾油に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、イランから、40℃以下の温度で搾った4種(クルミ、ピスタチオ、麻種子、ヘーゼルナッツ)の油について、規格に追加する提案がなされたが、十分な検討時間がなかったため、今次会合で議論が行われた。

(結果)

対象とする油の種類を、クルミ、アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ、亜麻仁、及びアボカドオイルに拡大することに合意した。また、電子作業部会(議長国イラン)を設置し、更に情報を収集した上で討議文書を改正することとなった。

議題 7 名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：高オレイン酸大豆油

(経緯)

前回会合において、米国から、名前のついた植物油の規格に、高オレイン酸大豆油を追加する提案がなされたが、生産量及び貿易量のデータが不十分であったことから、今次会合で改めて議論が行われた。

(結果)

新規作業に賛成した国が複数あった一方、多くの国は、貿易量が大変少ないこと、消費量などの新規作業提案に際して求められている情報が欠落していること等を理由に反対をした。結論として、電子作業部会を設置し(議長国アメリカ)討議文書を改正することとなった。

議題 12 その他の事項及び今後の業務

時間がなかったことから議論はなされなかった。

議題 13 次会会合の日程及び開催地

次回は2015年2月9日から13日にかけてマレーシアにおいて開催予定である旨議長より説明があった。

(参考)

コーデックス油脂部会 (CCFO) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
魚油の規格原案	2	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会及び物理的作業部会 (議長: スイス) 第 24 回 CCFO
名前のついた植物油規格の修正原案: 米ぬか油の規格数値	5 / 8	<ul style="list-style-type: none"> 第 36 回総会
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範: 許容される前荷に関する基準及び許容される前荷リスト	—	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会及び物理的作業部会 (議長: マレーシア) 第 24 回 CCFO
名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書: ひまわり油	—	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (議長: アルゼンチン) 第 24 回 CCFO
低温圧搾油に関する討議文書	—	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (議長: イラン) 第 24 回 CCFO
名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書: 高オレイン酸大豆油	—	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (議長: アメリカ) 第 24 回 CCFO
名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書: 高オレイン酸 (OxG) パーム油の追加	—	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (議長: コロンビア) 第 24 回 CCFO
コーデックス規格における受諾又は任意適用に関する付託	—	<ul style="list-style-type: none"> 第 24 回 CCFO

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 34 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)**

日時：2013 年 3 月 4 日（月）～3 月 8 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格の分析法条項の承認
4	食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則
4(a)	原則 (Principle) のセクション (ステップ 7)
4(b)	その他のセクション (ステップ 4)
4(c)	コーデックス規格におけるサンプリング法の取扱
5	参照分析法のアップデートへの対応
6	分析法に関する国際機関間会合の報告
7	その他の事項及び今後の作業
8	次回会合の日程及び開催地
9	報告書の採択

第 34 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2013 年 3 月 4 日（月）～3 月 8 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

2. 参加国及び国際機関

52 加盟国、EU（欧州共同体）、11 国際組織から 132 名が参加。

3. 我が国の出席者

農林水産省大臣官房技術総括審議官	山田 友紀子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室室長	鷺見 学
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐	浮穴 学宗
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 健康影響対策専門官	竹内 大輔
国立医薬品食品衛生研究所食品部第三室長	渡邊 敬浩
テクニカルアドバイザー	
奈良県立医科大学地域健康医学助教	佐伯 圭吾
（社）日本食品衛生協会	井上 誠
（社）日本食品衛生協会	藤田 和弘

4. 概要

議題 1：議題の採択

議長から、議題 4「食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則」に関連して、「コーデックス規格におけるサンプリング-どう取り扱うべきか？（CRD8）」について議論したい旨発言があり、議題に追加して、仮議題が採択された。

議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

各部会からの付託事項のうち分析法の承認に関する事項は議題 3 において詳しく議論することとされた。

議題 2 の下で、個別に議論された事項のうち、主な点は以下のとおり。

・コメ中の無機ヒ素の分析法

第 6 回汚染物質部会 (CCCF) が、コメ中のヒ素の最大基準値に関連し、適切な分析法の特定を CCMAS に依頼したことが報告された。

我が国から、健康影響上問題となるのは無機ヒ素であり、ジャポニカ米及びインディカ米をマトリックスとして無機ヒ素分析法の国際的な室間共同試験を実施しており、その結果を次回 CCCF で情報提供する旨発言し、議論に貢献した。

EU から、①無機ヒ素の分析法は存在するが、コメを分析対象として妥当性確認されておらず、コメ中の無機ヒ素については現時点では単一試験室で妥当性確認された分析法しかないこと、②2014 年末に CEN（欧州標準化委員会）がコメ中の無機ヒ素分析法について国際的な室間共同試験の結果を報告すること、について発言があった。

韓国から HPLC-ICP-MS 法について韓国国内で妥当性確認している旨情報提供があった。

CCMAS は、CCCF に対して、これら妥当性確認試験の結果を踏まえて適切な分析法を選択し、それから CCMAS の承認を求めるように要求することで合意した。

・貝毒の分析法関連

手続きマニュアル（20 版）66 ページ表 1 中、Applicability に関し「... in terms of LOD and LOQ.」と記載されているが、一方で、手続きマニュアル 74 ページのフローチャート上から 3 番目左のボックス中では「... LOD or LOQ...」と記述があることから、分析法の性能規準としては、検出限界（LOD）及び定量限界（LOQ）の両方を満たす必要があるのか、それとも、LOD 又は LOQ のどちらか一方を満たせば良いのかについて、議論がされた。

分析法は LOD 及び LOQ の両方の性能規準を満たす必要がある旨が確認され、手続きマニュアル 74 ページ 3 番目左のボックス中を「... LOD and LOQ...」と修正することが合意された。

・トランス脂肪酸の分析法

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）から、栄養表示ガイドラインにおける飽和脂肪酸の分析法として採択されている AOACI（AOAC インターナショナル）の分析法（AOAC 996.06）や、乳児用調製粉乳中のトランス脂肪酸分析法として採択されている AOCS（米国油化学会）の分析法（AOCS Ce 1h-05）に関し、現行のトランス脂肪酸定義で、適用可能な食品の範囲について検討依頼があった旨報告があった。

我が国からは、NUGAG（WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group）でトランス脂肪酸の定義の見直しを進めており、現時点で分析法を検討しても定義が変わってしまった場合には分析法を再検討する必要性が生じ二度手間になることから、NUGAG における定義の見直しが終了した後で検討するべき旨提案し、議論に貢献した。

IDF（International Dairy Federation：国際酪農連盟）から、IDF 及び ISO（International Organization for Standardization：国際標準機構）において、乳製品、乳児用調整乳及び成人用栄養食品中に含まれるトランス脂肪酸の分析法開発を進めており、2014 年末に AOAC 法として公表される予定である旨、情報提供があった。

AOCS から、現状、トランス脂肪酸の分析法として AOAC 996.06 や AOCS Ce 1h-05 が参照されることが多いが、AOAC 法はトランス脂肪酸について妥当性確認がされていないこと、AOCS 法は植物油脂を対象とした分析法であり、その他の食品について油脂の抽出法が書いてないことから、一般食品のトランス脂肪酸の定量には使えない旨発言があった。また、現在 AOCS では、AOCS Ce 1J-07 について、チーズや粉乳など、油脂以外の多様な食品を対象にして室間共同試験を実施中である旨の情報提供があった。

これら情報を元に、CCMAS は、トランス脂肪酸分析法に関し、現時点ではどのような新しい分析法も承認しないことが合意された。

・名前の付いた植物油の規格（CODEX STAN 210-1999）中のコメぬか油の指標

IAM（Inter Agency Meeting：国際機関間会合）から、平均値±3×標準偏差（mean±3SD）という値は、データの分布の全体が分かっている場合は有用であるが、部分的なデータにこの統計量を適用すれば値をゆがめ、誤解される情報になり兼ねないため、補正されていない分析結果によって表現できる範囲(最小値～最大値)を設定するべきとの提案があり、合意された。

議題 3：コーデックス規格の分析法条項の承認

「燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品の規格案」中の水相塩濃度の分析法、水分活性の分析法及びヒスタミンの分析法、「生鮮/活及び冷凍アワビの規格案」中の冷凍アワビの総量の測定法、テンペの地域規格中の水分含量等に関連する分析法、非発酵大豆製品の地域規格中の水分含量及びタンパク質含量の分析法等、更新・記述修正を含め 30 以上の分析法が承認された。

また、アフラトキシン検査のための乾燥イチジクのサンプリング法、テーブルオリーブのサンプリング法が承認された。

主要事項は以下のとおり。

・燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品の規格案におけるヒスタミンの分析法

原案の「other scientifically validated methods」の記述は不明確であり、実際に分析法を選択するための指針とならないことから、この記述を引用するのではなく、現在の AOAC 977.13 の他、これと同等な蛍光法（NMKL 91, 1987）を参照として残す一方で、実際に多くの国で用いられている HPLC 法（NMKL 196, 2013）を含めて、分析法のクライテリアで置き換えることについて、NMKL（Nordic Committee on Food Analysis）が作成した CRD15 に基づき、議論された。

ヒスタミン濃度を「mg/kg」で表記した場合と「mg/100 g」で表記した場合で数字が異なってくることから、どちらを採用するかが議論となったが、ガイドラインの記述に合わせ「mg/100 g」で表記することで合意された。

クライテリア案中、LOD に関し、分析法の妥当性確認が 1 mg/100 g という濃度レベルでされているかどうか議論になったが、いずれの分析法についても 10 mg/kg の濃度レベルで妥当性確認されていることが確認されたため、そのままとすることが合意された。回収率の性能規準値に設定されている範囲が厳しすぎるとの意見もあったが、提案された値は、既に手続きマニュアルに掲載されている値であることからそのまま承認された。

・「生及び活二枚貝の規格」におけるバイオトキシンの分析法クライテリア

魚類・水産製品部会（CCFFP）から提案された二枚貝中のバイオトキシンの分析法のクライテリアについて議論された。

アルゼンチン、チリなどから、サキシトキシン群の分析法クライテリア案の設定根拠とされた AOAC 2005.06 は、16 種のサキシトキシン群の毒成分のうち 12 種しか分析対象とし

ておらず、総毒量 (Total Toxicity) を測定出来ない旨の指摘があった。また、手続きマニュアルのクライテリアは分析対象物質が1つの場合しか想定していない旨、指摘があった。

CCFFP に対し、毒性等価係数 (Toxicity Equivalent Factors: TEFs) の情報提供、LOD 及び LOQ のクライテリアはサキシトキシン群の中で最も毒性の強い成分に適用することについて検討を求めることになった。また、我が国から、標準物質が入手困難な点について指摘し、チリがこれに賛同した。

<議論された点>

1. サキシトキシン群など、複数の分析対象成分がある場合 (multiple analyte) について、クライテリア (LOD, LOQ 等) の適用の可否

同じ二枚貝中のバイオトキシンであっても、ドーモイ酸については、分析対象物質が単一なので、既存の議論にそって承認可能である。しかし、サキシトキシン群など、分析法の対象物質が複数である場合には、これまでの承認で確認されてきたクライテリアへの適合をどの様に考えるべきか、以下の①～③のいずれに該当するのかを明らかにする必要がある。

① 測定された個別成分を TEFs 換算したグループ毒総量

※Table 1 では、LOD、LOQ の単位は「mg/kg of saxitoxin equivalent」であると読めるが、仮に毒性が強い成分が存在した場合など、LOD や LOQ 等が毒性によって異なる数字となるが、これは現実的か？

※マイナー成分で、毒性が強いものが存在した場合、LOD 以下となり見落とす可能性。

② 全ての個別の毒成分 (各毒成分の分析に関し、クライテリアに適合することを求める)。

※ 個別の成分ごとであった場合、LOD, LOQ 等を成分ごとに求める必要が生じるので、各成分について標準品が入手できる必要。

③ 毒性が最も高い毒成分 (クライテリアは、毒性が最も高い1種類の毒成分の分析についてのみ適合していればよい。)

2. Saxitoxin Equivalent の計算 (TEFs 関係)

毒性評価 (TEFs を求める) のためにも、分析自体のためにも標準品が必要であるが、Table 2 に記載されている全ての毒成分に対し入手可能な状況ではない。毒性評価的にも premature な状態。

Table 1 の下2行の記載「Internationally scientifically validated toxicity equivalent factors (TEFs) must be used to calculate total toxicity for methods that do not measure total toxicity directly.」の部分は、分析法の注釈か？そうであるならば、TEFs を明らかにするのは CCFFP の役割であると読めるし、TEFs が明らかになるまではクライテリアは実質的に使えないのではないか。

また、数カ国から、マウスバイオアッセイ (Mouse Bioassay: MBA) との関係に関し、現

行の手続きマニュアルに掲載されているクライテリアは化学的分析法に対して適用されるものであり、MBA のような生物学的分析法には適用できないと考える旨の指摘があった。さらに、①MBA は現在の Codex 分析法では Type I に位置づけられることから、Type I の分析法はクライテリア化できないこと、②Codex 分析法の分類システム上、Type I 分析法がある場合は Type II や Type III の分析法を同時に承認することはできないことが指摘された。

この議論の結果、今次部会では、クライテリアを承認しないこととし、次回会合において、バイオトキシンやダイオキシン、PCB など、分析対象物質が複数存在 (multi-analyte method) し総毒量を算出する場合についてのクライテリアアプローチの適用について一般論として議論すること、また Type I 分析法へのクライテリアアプローチの拡大について一般論として議論することが合意された。また、次回会合に提出する討議文書作成のための、電子作業部会 (アメリカが議長国) を設置することが合意された。

・テンペの地域規格及び非発酵大豆製品の地域規格におけるタンパク質含量の分析法

原案の AOAC 955.04D は水銀を使用する分析法であり、分析者の健康上の問題があるため承認しないこととし、代替分析法として、NMKL 6, 2004 及びこれと同等の分析法である AOAC 988.05、AACCI 46-16.01 を Type I として承認した。

これら分析法の窒素換算係数として、通常、大豆の貿易の際には 6.25 が用いられることから、5.71 という値が適切かどうかという点について議論があった。我が国は、科学論文を検索したところ大豆製品に 5.71 という値が通常使われることを指摘した。また、CODEX STAN-234 中、大豆を用いた乳児用調整乳に関し窒素換算係数 5.71 が用いられている旨の指摘があった。

議論の結果、アジア地域調整部会 (CCASIA) に対し、窒素換算係数 5.71 を使用する点について再検討を求めることが合意された。

・テンペの地域規格における脂質の分析法

原案の AOAC 983.23 を承認するが、当該分析法はクロロホルムを使用する分析法であることから、クロロホルムを使用しない分析法である ISO 1211:2010 (IDF 1:2010) への置き換えを検討するよう、また、分析法の Provision の欄について、Lipid content (脂質) か Fat content (固体脂) かどちらであるか確認することを CCASIA に求めることが合意された。

・蜂蜜中のジアスターゼ活性の分析法

AOAC 958.09 で規定している Starch solution に関し、販売されているキットの製造者が変わったため、組成も以前と変わっており、ファデバス (phadebas) 法でのインキュベーション時間を 15 分から 30 分に延長する必要がある旨の EU の提案 (CRD7) について議論された。

IHC (International Honey Commission) がホームページで公開している分析法は、依然としてインキュベーション時間が 15 分となっており、インキュベーション時間が 30 分の分析法が公開されていないことから、当該分析法は Type IV とし、妥当性確認データの提供

を AOACI、AACCI (AACC インターナショナル)、又は IHC に求めることが合意された。

・ 燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品の規格案、生鮮/活及び冷凍アワビの規格案におけるサンプリング法

原案では、サンプリング法に関し、一般ガイドライン (CAC/GL 50-2004) を参照するよう規定しているが、CAC/GL50 は個別のサンプリングプランではなく、サンプリングプランの選択のためのガイドラインであることから、各部会は CAC/GL50 自体を引用するのではなく適切な個別のサンプリングプランを検討すべき旨が再度言及された。

議題 4a : 食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則 原則 (Principle) のセクション

前回総会で Step5 で採択された後、Step6 で各国のコメントを求めた内容を元に原則部分について検討された。

Introduction (序論)

“Producers’ Risk” と “Consumers’ Risk” という統計学の用語に関し、前回部会で、我が国から、コーデックスでは “Risk” の定義が “Health Risk” であることから、混乱を避けるために、“Producers’ Risk” と “Consumers’ Risk” を使用するべきでない旨を指摘していた。しかし依然として使用されているため、混同あるいは誤解をしている国があり、我が国からこの点も指摘し、文書全体を通じ当該用語を他の用語で置き換える提案をし、合意された。

また、我が国は、段落 1 の文中表現として “probabilities of wrongly accepting or wrongly rejecting a lot or consignment”、原案の原則 4 のタイトルとして “Probability of incorrect decisions” という代替案を提案し議論に貢献した。

段落 4 に関し、輸入検査は食品安全の観点以外に品質の観点からの検査 (偽装の検査など) も含むことから、“promotion of fair practice in the food trade” という文言の挿入が合意された (Codex の Statutes の文言が用いられた)。

段落 6 に関し、本原則は、既存のガイドライン (CAC/GL 47-2003 及び CAC/GL 62-2007) と一緒に解釈するべき旨明記された。

Scope (適用範囲)

食品が規格に適合することを達成するための検査以外の手段の存在に関し、段落 5 で言及されたこと等から、段落 8 は削除することで合意された。

Definitions (定義)

“Producers’ Risk” と “Consumers’ Risk” という用語が文書全体から削除されたことに整合させるための修正が行われた。“Probability” という用語の定義をふくめるか否か議論され、Principle の部分に明確に述べられているため定義は不要とのことで合意された。

Principle (原則)

関連する事項について述べている Principle を整理・統合し数を減らす方向で個別に検討された。

主な論点は以下のとおり（以下の見出しは合意された新たな原則の番号である。各原則の具体的な内容は参考を参照）。

Principle 1: Transparency and agreement before initiating trade

原案中の Principle 1 と Principle 2 は、「透明性確保と取引開始前の合意 (Transparency and agreements before initiating Trade)」として統合され、新たに Principle 1 とされた。

サンプリング及び検査の手順 (Sampling and testing Procedure) の事前合意の目的として、インドから「コーデックスの基準 (Specification of Codex) に適合するかどうか評価するため」とするべき旨提案があった。

これに対し、我が国及びカナダからは、全ての食品・有害物質について Codex 規格が存在するわけではないため、「輸入国の基準に適合するかどうかを評価するため」とするべき旨発言し、他の国から支持された。議論の結果、両者が取り入れられ「コーデックスの基準又は輸入国の基準に適合するかどうか評価するため (to assess whether food in trade meets the specifications of Codex or the importing countries....)」という文言が合意された。

Principle 3: Probability of incorrect decisions

“Producers’ Risk” と “Consumers’ Risk” という用語が文書全体から削除されたことに整合させるための修正が行われた。

Principle 4: Selecting appropriate sampling and testing procedures

原案の Principle 5 と Principle 6、Principle 8 を統合して、新 Principle 4 とすることが合意された。

Principle 5: Analytical measurement uncertainty

原案の Principle 7 を新 Principle 5 とし、項目名を標記のとおりとすることが合意された。「分析に起因する測定の不確かさが意味すること」を考慮するべき旨について加筆された。

今後の進め方について

今次部会で作成した Principle について、Step 8 で第 36 回総会での採択を求めることが合意された。

(参考) 議題 4 「食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則」について、合意された原則は以下のとおり。

原則 1 : 透明性確保と取引開始前の合意

取引開始前や輸入検査プログラムの導入又は改訂の際には、関係者は、コーデックスの基準又は輸入国の基準（the specification of Codex or the importing country）に適合するかどうか評価するために用いられる予定のサンプリング及び検査手順（sampling and testing procedure）について合意に至るべきである。

この事前合意では、紛争（Dispute）の際に用いるサンプリング及び検査の手順についても決めておくべきである。

原則 2：製品の評価手順の要素

取引される食品が基準に適合しているかを評価するために用られるサンプリング及び検査は次の 3 つの要素から成り、評価手順が選択される際には 3 つの要素全てが検討されるべきである。

- サンプリングプラン（sampling plan）に則った、ロット又はコンサインメント（a lot or consignment）からのサンプルの採取
- 検査結果を得るための、採取されたサンプルの試験（examination）又は分析（analysis）（サンプル調製及び検査法）
- 得られた検査結果を用いて（適合性評価の結果の）決定（decision）に至る上での規準（Criteria）

原則 3：誤った決定の確率

食品がサンプリングされ検査される際には、常に、ロット又はコンサインメントを誤って受け入れたり誤って拒否する確率があり、これは輸出者と輸入者の双方に影響するものであるが、この誤った決定の確率を完全に排除することは出来ない。

この誤った決定の確率は、数値的に評価されコントロールされるべきであり、そのために、可能であれば国際的に認められた規格（standard）に記述されている方法論を用いるべきである。

原則 4：適切なサンプリング及び検査手順の選択

選択されるサンプリング及び検査の手順は、

- 既存のコーデックス規格を考慮し、科学に基づいたものあるべき
- サンプリングされ検査される食品品目及びロット又はコンサインメントに適したものであるべき
- 目的に適合したものであり、一貫性をもって適用されるべき

サンプリング及び検査の手順の選択は、

- コスト、評価の所要時間、ロット又はコンサインメントへ近づくことができるかなど、実行可能性を考慮するべき。また、基準に適合しないロット又はコンサインメントの受け入れ確率が高くなり過ぎないようにするべき。
- ロット又はコンサインメントの中のバラツキを考慮するべき。

原則 5：分析に起因する測定値の不確かさ

製品の評価手順の選択は、分析に起因する測定値の不確かさ（analytical measurement uncertainty）及び分析に起因する測定値の不確かさが意味すること（its implications）を考慮すべきである。

原則 6：目的への適合性

サンプリングと試験の手順が誤ってロットあるいはコンサインメントを受け入れるもしくは拒否する許容できる確率を有し、適切な決定基準と共に使われるのであれば、それらは対象とする製品評価の目的に適している。

原則 7：手順の見直し

サンプリング及び検査の手順は、最新の科学的知見や情報に基づいて定期的に見直さなければならない。

議題 4b：食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則 説明部分 (Explanatory Notes)

議題 4a の議論の結果、原則（Principle）部分が大幅に修正されたことから、我が国の提案により、本議題の元では具体的な内容は検討せず、一般論として意見が求められた。

①説明部分は実用的なものであるべき、②CAC/GL47 や CAC/GL62 など他のコーデックスガイドラインで言及されている事項は含めるべきでない、③間違った決定をする可能性に関し生産者と輸入者の間でバランスをとるべき、④コーデックス規格が無い場合にもフルラボスタディで妥当性確認された分析法は使えるが、そのような方法も使えない場合の補足的ガイダンスを含めるべき、⑤一般的な事例を含めるべき、との意見があった。

具体的な内容については、電子作業部会（ドイツ議長、ニュージーランドが Web ベースの議論の場を提供）を設置して検討することが合意された。

議題 4c：コーデックス規格におけるサンプリング法の取扱

ICUMSA の Roger Wood 博士から、前回部会で IAM にサンプリングの問題について討議文書を提供するよう依頼があったことを受けて CRD 8 を作成した旨の説明があり、次回部会でコーデックスにおけるサンプリングプランの設定に関する新たなアプローチ（CRD 8 に 4 つの観点に記載）について議論したい旨提案があった。

我が国からは、当該文書は、会議日程中に配付されたものであり、重要な問題であるにも関わらず、内容の検討に十分な時間が与えられていないこと、また、IAM が作成した討議文書との説明があったが IAM のレポートではその点に触れられておらず文書の位置づけに疑問があることを指摘し、次回以降の部会で議論すべきと主張し、合意された。

スイスから、サンプリングの不確かさを取り入れることは食品安全の確保を弱めることにつながるとの懸念の表明があった。

これら意見に対し、議長も現時点では詳細を議論する段階に無いことを認め、電子作業部会を作って次回部会で議論することとしてはどうかとの提案があり、アメリカ、ロシア、韓国が電子作業部会設置に賛成した。韓国は、サンプリングの不確かさを議論する良い機会との意見であった。

その後、電子作業部会の検討内容について議論されたが、電子作業部会で議論される内容が不明確であったため、我が国からは、コーデックスの電子作業部会として設置するのであれば、明確な委託事項 (Terms of reference) が必要であり、電子作業部会の設置前に、その内容に合意する必要がある旨、手続きマニュアルを引用して主張し、議論に貢献した。

電子作業部会への委託事項は、CRD19 として案が示されたが、我が国からは、依然として内容があいまいであり、もっと具体的な内容を規定するべき旨を主張した。

議長から、電子作業部会の議長国について、関心のある国の立候補が求められたが、どの国からも立候補が無かったことから、IAM に対し討議文書作成が依頼された。

議題 5: 参照分析法のアップデートへの対応

食品の輸出入コントロールに関与する試験所の能力評価のためのガイドライン (CAC GL 27-1997) で ISO/IEC 17025 の遵守を規定しており、その ISO/IEC 17025 の中で分析法に関し最新版を参照することを要求していることから、コーデックスの分析・サンプリング法規格 (CODEX STAN 234) や各品目の規格が参照している分析法について最新版にアップデートされるメカニズムが必要ということで、ブラジルが作成した討議文書を元に議論が行われた。

他の部会の規格作成、手続きマニュアルに影響すること、IAM が現状行っているアップデート作業との関係などもあることから、電子作業部会 (ブラジル議長) を設置し、以下を検討することが合意された。

- ・ CCMAS が担当する分析法を一元的に管理するデータベースフォーマット
- ・ 参照分析法のアップデートの手順 (他の部会、IAM、コーデックス事務局で行われるべき作業を含む)
- ・ 現行 CODEX STAN 234 及び個別食品部会の規格に含まれる分析法の再承認に関する優先順位 (例、休廃止された部会に関する分析法を優先するなど)

議題 6: 分析法に関する国際機関間会合の報告

事務局を努める AOCS から、本部会開催前に行われた第 25 回国際機関間会合の報告が行われた。主な報告事項は以下の通り。

- ・ はちみつ中のジアスターゼ活性の分析法 (知的所有権を有する分析法) に関連し、このような分析法の変更に伴い、単一試験室での妥当性確認で良いか、再度フルコロボスタディを必要とするかが議論されことについて
(AOACI が様々な水準での分析法変更に関してガイダンスを持っており、IAM 間での情

報共有)

- ・定性分析法の妥当性確認のガイドラインに関し、ISO、IUPAC、MoniQA 及び AOACI の共同作業が行われており、作業完了後、CCMAS に提示される旨
- ・Type I 分析法へのクライテリアアプローチの拡大
- ・IAM が CCMAS の関心の有りそうな事項についてディスカッションペーパーを作成することについて
- ・当部会の事前で開催された MoniQA 会議について
- ・CCFO で議論された名前のついた植物油の品質指標として「平均値±3×標準偏差」を用いることについて
- ・トランス脂肪酸の分析法 AOCS Ce 1j-07 について、24 種の食品及び飼料をマトリックスとしての室間共同試験を最近実施したことについて
- ・ISO 5725 の 2 つのパートを、ISO 15725-1 及び ISO 15725-2 として見直す作業について、CD 作成段階にあること
- ・CODEX STAN 234 のアップデートを行うことについての再確認

議題 7：その他の事項及び今後の作業

当該議題の元で直接的に検討された事項はない。

ただし、他の議題の元で既に議論されたとおり、①分析対象物質が多数の場合の分析法のクライテリア及び Type I 分析法へのクライテリアの拡大、②「食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則」についての説明部分 (Explanatory note)、③コーデックス規格におけるサンプリング法に関連して IAM が作成する討議文書、④コーデックス分析法のアップデートについて新たに議論が行われる予定である。

議題 8：次回会合の日程及び開催地

第 35 回 CCMAS は、2014 年 3 月 3 日～7 日までハンガリーで開催予定。

分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則 (原則)	8	第 36 回総会
食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則 (説明及び事例)	3	電子作業部会 (議長国：ドイツ)
・分析対象物質が複数存在し総毒量を算出する場合についてのクライテリアアプローチの適用 ・Type I 分析法へのクライテリアアプローチの拡大	-	電子作業部会 (議長国：米国)

参照分析法のアップデート	-	電子作業部会 (議長国：ブラジル)
コーデックス規格におけるサンプリング法について	-	IAM が文書を作成

**FAO / WHO 合同食品規格計画
第 7 回汚染物質部会 (CCCCF)**

日時 : 2013 年 4 月 8 日 (月) ~ 4 月 12 日 (金)
場所 : モスクワ (ロシア)

仮 議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会/タスクフォースからの付託事項
3.	FAO 及び WHO (JECFA を含む) からの関心事項
4.	その他国際機関からの関心事項
5.	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案: 果実飲料、乳及び乳製品、乳児用調製乳、果実缶詰及び野菜缶詰、果実、並びに穀類 (ソバ、ココア及びキノアを除く) (ステップ 4)
6.	食品中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案 (ステップ 4)
7.	穀物及び穀類原料食品中のデオキシニバレノール (DON) に関する最大基準値原案及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4) (穀類中のかび毒低減のための実施規範の見直しを含む)
8.	穀類中のかび毒防止及び低減のための実施規範に追加するソルガム中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A 汚染防止及び低減に関する付属書原案 (ステップ 4)
9.	ココア中のオクラトキシン A 汚染防止及び低減のための実施規範原案 (ステップ 4)
10.	キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案 (ステップ 4)
11.	キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸含量低減のための実施規範原案 (ステップ 4)
12.	食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範原案 (ステップ 4)
13.	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) の修正

14.	コメ中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範策定に関する討議文書
15.	食料生産動物（家畜及び蜜蜂）のピロリジジナルカロイド（PA）含有植物暴露の低減、及び食品（未加工及び加工品）中の PA 含量低減のための管理措置に関する討議文書
16.	魚類及び捕食性魚類中のメチル水銀のガイドライン値の再検討に関する討議文
17.	トウモロコシ及びトウモロコシ加工品中のフモニシンの管理措置に関する討議文書
18.	穀物中の総アフラトキシンに関する討議文書
19.	JECFA における汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
20.	その他の事項及び今後の作業
21.	次回会合の開催日程及び開催地
22.	報告書の採択

第 7 回汚染物質部会（CCCF）の主な検討議題

日時：2013 年 4 月 8 日（月）～4 月 12 日（金）

場所：モスクワ（ロシア）

主要議題の検討内容

仮議題 5：食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案：果実飲料、乳及び乳製品、乳児用調製乳、果実缶詰及び野菜缶詰、果実、並びに穀類（ソバ、コキア及びキノアを除く）（ステップ 4）

前回会合で、乳幼児及び子供に重要な品目の最大基準値（ML）を優先して見直しを行うことが合意され、総会の承認後、電子作業部会（eWG）（議長国：米国）において基準値原案の検討が行われた。食品中の鉛については、国際的に排出源対策による低減が進められてきたことから、直近10年に収集された最新の実態データに基づいて見直し原案を検討するために、日本を含めた12カ国及び2団体がGEMS/Foodにデータを提出した。

eWG では、消費者の健康保護の観点から ML を現行よりも低い値に見直すことが検討され、提出されたデータから不適切なデータを除外した上で、現行 ML 及び仮定 ML を満たすデータの割合を算出し、国際貿易に及ぼす影響や実行可能性をも考慮し、以下が原案として提案された。

- ・「果実飲料」については、現行の 0.05 mg/kg から 0.03 mg/kg に引き下げ。
- ・「乳」については、現行の 0.02 mg/kg を維持。
- ・「乳児用調製乳」については、現行の 0.02 mg/kg から 0.01 mg/kg に引き下げ。
- ・「果実缶詰」、「野菜缶詰」については、個別の缶詰食品ごとの ML を統合した上で、現行の 1 mg/kg から 0.1 mg/kg に引き下げ。
- ・「穀類」については、現行の 0.2 mg/kg を維持。

なお、「乳製品」と「果実」の ML 見直しについては、データ解析の作業量が膨大であったことから、eWG では見直し原案の検討は行われず、先送りされた。

我が国としては、見直し原案が食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）の基準値設定の規準に則り検討されるよう対応するとともに、GSCTFF において ML が適用される食品範囲と部位を明確にすることが重要であることとの立場で対応したい。また、果実飲料や穀類において、種類ごとに新たな ML 設定を検討する必要性が議論された場合には、それらは本作業の委任事項の範囲外であるため、まずは現行 ML の見直し作業を優先した上で、必要に応じて、問題点や必要なデータを検討するための作業部会を別途、設置することを提案したい。

仮議題 6：食品中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案（ステップ 4）

2011 年 3 月の日本の原子力発電所事故を受け、2011 年 5 月にジュネーブで開催された第 16 回放射線防護に関する国際機関間会合(IACRS)において、コーデックスの放射性物質のガイドライン値が取り上げられ、ヨウ素の基準値が過度に低いため、改訂が正当化されるのではないかと議論がなされた。

前回部会において、国際原子力機関（IAEA）が、IACRS の議論内容を紹介し、また、世界保健機関(WHO)が、事故に際して現行のガイドライン値の解釈や適用に苦心した国があったことからガイドライン値の見直しや解釈の明確化が有益である旨発言した。これらを受け、部会は、ガイドライン値のレビューとガイダンス作成を検討する新規作業を開始することで合意し、eWG（議長国：オランダ、共同議長国：日本）が設置された。

eWG が作成した作業文書では、以下の内容が提案されている。

- ・ 現行のガイドライン値を変更する必要はないため、ガイドライン値の見直しにかかる作業は継続しないこと。
- ・ 緊急時のポータブルウォーターに適用されるガイドライン値に関して議論すること。
- ・ 解釈や適用の明確化のためのガイダンス作成の作業は継続すること。その際には、現行の GSCTFF の付属文書を改正するのではなく、コーデックス事務局が 2011 年に作成した既存のファクトシートを改正し、独立したガイダンスとすることが望ましいこと。

eWG では日本を含む多くの参加国が現行のガイドライン値の維持を支持する立場を表明した。我が国としては、共同議長国としてまとめた作業文書及び eWG の議論を尊重し、現行のガイドライン値の改訂は必要ないが、事務局が作成したファクトシートの充実を図ることで、より分かりやすいガイダンスを策定することは支持するとの立場で適宜対応したい。また、ポータブルウォーターの扱いについて議論となる場合には、少なくとも水道水に関しては、瓶詰め等をされない限り国際貿易品とはなり得ないため、コーデックスの枠組みの対象外であることを確認しつつ適宜対処したい。

仮議題 7：穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール（DON）に関する最大基準値原案並びに関連するサンプリングプラン（ステップ 4）

前回会合において、①小麦、大麦及びとうもろこしを原料とした個々の一次加工品に対する ML の設定、②乳幼児用食品に対するより低い ML の適用、③サンプリングプランを検討するための検査特性（Operating Characteristic：OC）曲線の作成などを検討するために、再度 eWG（議長国：カナダ）を設置して作業を進めることが合意された。

回付された作業文書では、実態調査データや実行可能性を考慮した上で、以下の ML 原案が提案されている。

品目	説明	ML 原案
穀物（小麦、大麦、とうもろこし）	損傷を受けた粒を除去したもの	2 mg/kg
小麦、大麦及びとうもろこしを原料とするフラワー、セモリナ、ミール、フレーク(可能ならグリッツ及びスターチも加える)		1 mg/kg
穀類を主原料とする乳幼児用食品	乳児（12 ヶ月まで）及び幼児用（12 から 36 ヶ月まで）用のすべての穀類加工品	0.5 mg/kg

我が国としては、GSCTFFや「穀物中のかび毒低減のための実施規範(CAC/RCP 51-2003)」の内容を念頭に置きつつ、必要に応じて我が国で実施されている低減技術の効果等に関して情報提供するとともに、引き続き ML がコーデックスの原則やルールに則って検討されるよう対応したい。

仮議題 13: 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) の修正

前々回会合において、食品分類システムに関する作業を中断し、これに代わって、ML が適用される食品・飼料に関する記述を明確化する作業を行うことが合意された。

討議文書は未着であるが、本部会においては、GSCTFF は食品分類システムとセットで運用されるべきものであったにも関わらず、食品分類の使用の中止を決定したことに起因し、基準値が適用となる食品や部位に混乱や誤解が生じるなどの弊害が生じていることを指摘し、修正作業が当初の目的の範囲内で適切に行われるよう対応したい。

仮議題 14: コメ中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範策定に関する討議文書

前回会合において、①eWG（議長国：中国、共同議長国：日本）においてコメ中のヒ素低減に向けた実施規範作成の可能性について検討を進め、次回会合の議論に向けて討議文書を用意すること、②CCMASに対して、無機ヒ素を定量する妥当な分析法を特定することを依頼すること等がそれぞれ合意された。

我が国が共同議長国として取りまとめに貢献した討議文書では、汚染源対策、農業対策（資材投入、水管理、品種選択）、加工・調理対策等に関する最近の科学的知見が紹介されており、部会に対して以下の内容を検討するよう勧告されている。

- 1) 実施規範の作成の要否
- 2) 実施規範を作成する場合には、
 - ア) 現地圃場における試験結果を含む科学的データに基づくとともに、農業生産現場における実行可能性や地域間の相違を考慮する。
 - イ) 実施規範の適用範囲及び内容の検討のため、以下を議論する。
 - ・ ヒ素汚染の排出源対策
 - ・ 農業規範
 - ・ 加工・調理に関する規範
- 4) （現時点で）実施規範作成の新規作業に入らないと決定する場合には、（将来の）実施規範作成に向けた方針の作成の可否。
- 5) 今後、加盟国が実施を推進すべき調査研究の内容。

我が国としては、科学的データに基づく実施規範の作成、又は将来の実施規範作成に向けた方針の作成を支持するとともに、調査研究について、引き続き積極的に取り組むことを表明したい。さらに、我が国が主導して実施した、コメ中の無機ヒ素分析法に関する国際的な妥当性確認試験の結果を情報提供することとしたい。

議題 16: 魚類及び捕食性魚類中のメチル水銀のガイドライン値の再検討に関する討議文書

前回会合で、魚類及び捕食魚類中のメチル水銀ガイドライン値の見直しについて検討す

ることを目的として、討議文書を作成するための eWG を立ち上げることが合意された。

eWG が作成した討議文書では、魚食による健康へのベネフィットを考慮して、摂食指導によるリスク管理の有効性が指摘される一方で、ガイドライン値のリスク管理措置としての有効性については更なる議論が必要であるとされている。現行のメチル水銀ガイドライン値と、ハイリスクグループを対象とした摂食指導の組み合わせによるリスク管理体制を支持することを基本として適切に対応したい。

仮議題 19：JECFA における汚染物質及び自然毒の優先評価リスト

JECFA に評価を依頼する汚染物質や自然毒の優先リストの見直しを行うものである。現在、JECFA の評価優先リストに掲げられている汚染物質（3-MCPD エステル、グリシドールエステル、非ダイオキシン様 PCB、カドミウム※）及び自然毒（ピロリジジナルカロイド）について、関連する我が国におけるサーベイランス及び調査研究等の実施状況並びにデータ提出時期について適宜情報提供するとともに、情報収集に努める。

（※ カドミウム（カカオ及びカカオ製品由来の暴露評価）は、本年 6 月に開催の JECFA で再評価が行われる予定のため、リストからは削除される見込み。）

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 45 回残留農薬部会

日時：2013 年 5 月 6 日（月）～5 月 11 日（土）

場所：北京（中国）

仮議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO 及び WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2012 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) からの一般審議事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会 (CCPR) で挙げられた特定の懸案に対する 2012 年 JMPR の回答
6(a)	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
6(b)	MRL 推定にあたって比例性 (Proportionality) の概念を適用する際の原則及びガイダンスに関する討議文書
6(c)	(果実群の各分類の改訂に伴う) MRL データベースにおけるグループ MRL の見直しに関する討議文書
7(a)	食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案 (ステップ 7) : 選択された野菜類
7(b)	食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4) : その他の選択された野菜類

7(c)	Table 2 「議題 7(a)及び 7(b)の野菜類の代表作物の選定例」の原案（食品群へのMRLの外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料）（ステップ4）
8	Minor Crops 及び Specialty Crops に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
9	残留農薬の分析法の適正評価のためのパフォーマンスクライテリアに関する討議文書
10	コーデックス残留農薬部会が適用するリスクアナリシスの原則の改訂
11	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

第 45 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題

日時：2013 年 5 月 6 日 (月) ～5 月 11 日 (土)

場所：北京 (中国)

主要議題の検討内容議題 6(a) 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

(経緯)

以下の農薬の MRL 案及び原案がそれぞれステップ 7 及びステップ 4 で検討される予定。

(※文書未達のため、過去の部会レポート及び 2012 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) のレポートを元に推定)

検討予定品目 (ステップ 7)

Chlorpyrifos-Methyl (90)	Oxamyl (126)	Diflubenzuron (130)	Hexythiazox (176)
Etofenprox (184)	Esfenvalerate (204)	Fenbuconazole (197)	Clothianidin (238)
Spirotetramat (234)	Dicamba (240)	Flutriafol (248)	

検討予定品目 (ステップ 4)

Dichlorvos (025)	Dicofol (026)	Chlorothalonil (081)	Chlorpyrifos-methyl (090)
Carbofuran (096)	Phorate (112)	Fenvalerate (119)	Cyfluthrin /beta-cyfluthrin (157)
Cyromazine (169)	Buprofezin (173)	Glufosinate ammonium (175)	Cycloxydim (179)
Fenpropathrin (185)	Imidacloprid (206)	Methoxyfenozide (209)	Pyraclostrobin (210)
Fludioxonil (211)	Trifloxystrobin (213)	Indoxacarb (216)	Azoxystrobin (229)
Spinetoram (233)	Spirotetramat (234)	Fluopyram (243)	Acetamiprid (246)
Saflufenacil (251)	Ametoctradin (253)	Penthiopyrad (253)	Dinotefuran (255)
Fluxapyroxad (256)	MCPA (257)	Sedaxane (259)	

(対処方針)

上記の農薬については、各 MRL 案が採用された場合、今後我が国で当該 MRL 値を受け入れることを考慮し、安全性に留意した上で適切な MRL 値が設定されるよう対応したい。

議題 6 (b) MRL 推定にあたって比例性 (Proportionality) の概念を適用する際の原則及びガイダンスに関する討議文書

(経緯)

MRL は、国が定める農薬使用基準 (GAP) のうち残留が最大となる使用基準 (cGAP) の条件で実施した作物残留データをもとに推定される。ただし、±25%の投下量の幅は同じ GAP として扱ってよいとされている。

比例性 (Proportionality) は、このような条件に合致するデータが少ない場合、一定の範囲内の農薬投下量において、cGAP よりも 25%以上高い又は低い農薬投下量で実施した作物残留データに、cGAP の投下量と当該作物残留試験における投下量の比を乗じて、cGAP に従った場合の残留データを推定する方法を指す。

前回の第 44 回部会で、2011 年 JMPR が比例性を適用して推定・勧告した数剤の農薬の MRL 案が議論された。しかし、どのような場合に比例性を適用できるかという規準を明確化すべきとの意見を受け、これら MRL 案をステップ 5 に留めることとし、電子作業部会（議長国：豪州、共同議長国：ドイツ）を設置して、MRL の推定に際して比例性を適用するための原則及びガイダンスの策定を検討することが合意された。

電子作業部会では、膨大な数の過去の JMPR のデータに加え、新たに各国政府や産業界から追加提出されたデータの解析に基づき、比例性が適用可能な農薬の種類や使用方法が検討された。なお、我が国からも、水稻の作物残留データを提供し、解析作業に貢献した。

（対処方針）

比例性を適用できれば、これまで使用できなかった作物残留データを有効活用し、より多くの作物残留データに基づいて MRL を推定することが可能になる。文書未達であるが、科学的根拠に基づき、メンバー国にとって理解しやすい原則及びガイダンスが作成されるよう適切に対応したい。

議題 6 (c) (果実群の各分類の改訂に伴う) MRL データベースにおけるグループ MRL の見直しに関する討議文書

（経緯）

前回の第 44 回部会で、食品及び動物用飼料のコーデックス分類のうち、果実群の各分類¹の改訂案がステップ 8 で合意された。改訂内容に、新たな作物の追加や分類間の作物の移動が含まれていたことに伴い、コーデックス MRL のデータベースにおける既存のグループ MRL²の修正が必要かどうかを検討することが合意された。

（対処方針）

文書未達であるが、果実群の各分類の改訂内容が適切に反映されるよう対応したい。

議題 7 (a) (b) 食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改定案 (ステップ 7) : 選択された野菜類

（経緯）

食品及び動物用飼料のコーデックス分類のうち、(a) 葉菜類、茎葉及び葉柄野菜類並びにアブラナ科結球類・頭花状野菜類に関する改訂案 (ステップ 7) のほか、(b) 根菜及び塊茎状野菜類に関する改訂原案 (ステップ 4) について議論される予定である。

特に (b) については、前回の第 44 回部会以降、電子作業部会（共同議長国：オランダ及び米国）において検討された新たな作物の追加やサブグループの設置を反映した改訂原案が提示される予定である。

（対処方針）

本議題については、これまでの我が国からの提案内容や、我が国の生産及び貿易の実態を考慮して適切に対応したい。

¹ かんきつ類、仁果類、核果類、ベリー類、熱帯性果実類及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食さないもの）

² 定められた食品群全体を対象とした基準値

議題 7(c) Table 2「議題 7(a)及び 7(b)の野菜類の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外種のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料）
（ステップ 4）

（経緯）

ある食品群において、代表作物を選定し、その作物の残留試験を実施してグループ MRL を設定すれば、マイナー作物に多くの MRL を設定するための一手段となる。この考え方に基づき、2008 年より、グループ MRL を設定する際に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」が検討され、前回の第 44 回部会において、「原則及びガイダンス」の本体部分及びこれに添付する果実の代表作物の例示を掲載した Table 1 がステップ 8 で合意された。

野菜の代表作物の例示を掲載した Table 2 については、野菜類の改訂作業が進行中であるため、これと並行して電子作業部会（議長国：オランダ、共同議長国：米国）において検討された原案が、今次部会で議論される見込みである。

（対処方針）

議題 7(a) (b) と整合をとりつつ、適切に対応したい。

議題 8 Minor Crops 及び Specialty Crops に係る MRL 設定の促進のためのガイダンス
に関する討議文書

（経緯）

マイナー作物への MRL 設定については、売上高に寄与しないとの理由でメーカーのデータ作成の動機づけが十分働かないため、必要な科学的データを得ることが困難となっている。本議題では、こうした状況での MRL 設定の促進方法が討議される。

前回の第 44 回部会で、マイナー作物について、少ない作物残留データの例数で MRL を設定することを狙いとして、JMPR の評価に必要な作物残留データの最小例数を定めるための規準案が検討された。その結果、ある作物について、その作物の生産量が世界の作物の総生産量に占める割合や各地域における消費量データを指標として、作物残留データの最小例数を 3 例、4 例、5 例の 3 区分のいずれかに分類する方針が合意された。しかしながら、現在の規準案は、飼料作物や飲用作物に適用できないことや、年間消費量は少量でも特定の季節に集中して多く消費される作物の取扱いを考慮する必要性が指摘された。

その後、電子作業部会（議長国：フランス、共同議長国：タイ及びケニア）において、①規準案に関する残された課題の検討、②各作物の作物残留データの最小例数の表の精緻化、③残留データのニーズが高いマイナー作物と農薬の組合せを同定するためのデータベース作成の検討が進められた。

（対処方針）

文書未達であるが、提案されている規準案により“マイナー”とされる作物について、

- a) 単独の MRL の設定を目指す場合に必要となる作物残留データの最小例数に加え、
- b) グループ MRL を設定するための代表作物として選定した場合に必要な作物残留データの最小例数

も議論される見込みである。

文書未達であるが、特に後者の例数の扱いについては、十分な評価が必要であり、一律に決めるのではなくケースバイケースで検討することが必要との立場で慎重に対応したい。

議題 9 残留農薬の分析法の適正評価のためのパフォーマンスクライテリアに関する討議文書

(経緯)

前回の第 44 回部会において、農薬の推奨分析法のリスト (CODEX STAN 229-1993) は、現在の試験施設で一般に用いられている分析法が含まれていない古い内容であること等から廃止するとともに、電子作業部会 (議長国：豪州、共同議長国：中国) を設置し、農薬の分析法の適正評価のためのパフォーマンスクライテリアに関する討議文書を作成することが合意された。

電子作業部会における議論の結果、食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) において既に作成された個別分析法に関するパフォーマンスクライテリアのガイドライン CAC/GL 71-2009 や、これに付属する文書として現在検討中の一斉分析法に関するパフォーマンスクライテリアのガイドライン案をもとに検討を進める方針が、今次部会で提案されることとなった。

(対応方針)

各国が MRL に適合しているかどうかを判断するための分析法を適切に選択できるよう、科学的な原則に基づくとともに、実行可能性を考慮した分析法のパフォーマンスクライテリアが作成されるよう適宜対応したい。

議題 10 コーデックス残留農薬部会が適用するリスクアナリシスの原則の改訂

(経緯)

コーデックス MRL を設定する際の基本的な考え方やルールが定められている本原則の改訂については、5 年前の第 40 回部会の合意を受け、

- (1) JMPR により評価される農薬の優先リストの規準を同原則に編入すること
- (2) 直近の CCPR において決定されたリスク管理方針を同原則に掲載すること
- (3) 15 年に 1 度行われるコーデックス MRL の定期的な再評価 (以下「再評価」)

のルールの見直しを検討すること

等について電子作業部会 (議長国：アルゼンチン) を中心に作業が進められてきた。

本改訂作業の最大の論点は、再評価の際のデータ要求及びコーデックス MRL の維持・廃止のルールの見直しである。

現行の再評価手続きでは、農薬メーカーから必要なデータが提供されないこと等により JMPR による再評価ができない場合には、既存のコーデックス MRL を廃止することが定められている。一方、改訂案においては、このような場合にも一定の要件を満たせばコーデックス MRL を維持することが提案されているが、その際に必要なデータについては、「過去の JMPR の評価に使用されたデータを再利用すればよく、提出が必要なデータを可能な限り軽減すべき」と主張する途上国 (特に中南米やアフリカ諸国) と、「最新の科学的知見に応じたデータ提出が不可欠」と主張する先進国の間で考え方に大きな隔たりがある。

このため、前回の第 44 回部会においても結論は得られず、電子作業部会 (議長国：アルゼンチン、共同議長国：コスタリカ) において、さらに改訂案を検討することが合意された。その際、農薬メーカーが自らデータを提出しない場合に、JMPR の評価に必要なデータ要件について、JMPR の助言を得つつ検討することとされた。

(対処方針)

これまで我が国は、データの提出主体によらず JMPR の評価に十分なデータの提出が不可欠であることを強調するとともに、必要なデータを具体的に明記すべきと主張してきた。さらに、JMPR の限られたリソースを無駄にしないよう、少なくとも残留データについては、JMPR に再評価を依頼する前に必要なデータが揃っているかどうかを確認し、そ

れが揃っている場合のみ再評価を依頼する手続きを導入すべきと提案してきた。

MRL の定期的な再評価は、コーデックス MRL の科学的な信頼と食品の安全を確保する上で重要であることから、これまでの我が国からの提案に基づき、科学に基づく MRL の見直し手続きが適切な形でこの原則に含まれるよう対応したい。

議題 11 農薬に関するコーデックス優先リストの策定

(経緯)

電子作業部会（議長国：豪州）が作成した、2013 年以降に JMPR が毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先リストについて議論が行われる見込みである。2013 年の対象農薬は、前回の第 44 回部会で既に調整が図られているため変更されない見込みである。

(対処方針)

2014 年以降の対象農薬については、近年、JMPR による評価を希望する剤が増加していることに伴い、数剤の評価時期を延期するよう求められる可能性があるが、我が国が提案した剤の評価が遅延しないよう対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 41 回食品表示部会

日時：2013 年 5 月 14 日（火）～5 月 17 日（金）

場所：プリンスエドワード島（カナダ）

仮議題

1	議題の採択
2	食品表示部会への付託事項
3	コーデックス規格案における表示事項の検討
4	食事、運動及び健康に関する WHO の世界戦略の実施： 栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL 23-1997）の 改訂原案（ナトリウム塩不添加）（ステップ 6）
5	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン
(a)	エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用（ステップ 3）
(b)	有機養殖漁業（ステップ 3）
6	日付表示の規定の問題に関する討議文書
7	育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示に関する討議文書
8	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
9	報告書の採択

第 41 回食品表示部会（CCFL）の主な検討議題

日時：2013 年 5 月 14 日（火）～5 月 17 日（金）

場所：プリンスエドワード島（カナダ）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

事前に送付される仮議題の是非を求めるものである。適宜対応したい。

仮議題 2. 食品表示部会への付託事項

総会及び他の部会から付託された議題について説明される予定。適宜対応したい。

仮議題 3. コーデックス規格案における表示事項の検討

資料未着であるが、今後配布予定の資料に基づき、適宜対応したい。

仮議題 4. 食事、運動及び健康に関する WHO の世界戦略の実施：栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL 23-1997）の改訂原案（ナトリウム塩不添加）（ステップ 6）

（経緯）

前回部会では、本議題に関して、不添加強調表示の定義、糖類及び食塩の不添加強調表示、比較強調表示等に関する議論が行われた。このうち、食塩不添加強調表示以外の改訂原案については、ステップ 5/8 として第 35 回総会に諮ることが合意され、第 35 回総会において採択された。一方で、食塩の不添加強調表示の改訂原案¹については、ステップ 5 として今次部会で継続討議されることとなった。

前回部会では、食塩不添加強調表示について、ナトリウム塩不添加を要件とするオプション 1 と、塩化ナトリウムの不添加及び低ナトリウムの強調表示が許される濃度条件（ナトリウム：0.12g/100g 以下）を満たすことを要件とするオプション 2 について議論が行われ、WHO 世界戦略とより整合性のあるオプション 1 を、日本を含めた多くのメンバーが支

¹ 現行案は以下のとおり。

「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」7.2 章：ナトリウム塩不添加

食品のナトリウム塩不添加強調表示（“no added salt”を含む）については、以下の条件を満たした場合に行ってもよい*。

- (a) ナトリウム塩を添加していないこと（例：塩化ナトリウム、リン酸三ナトリウム）
- (b) 添加ナトリウム塩を含む原材料を使用していないこと（例：ウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょう油等）
- (c) 添加食塩の代用となるような、ナトリウム塩を含む原材料を使用していないこと（例：海藻（使い方次第では））

* 塩化ナトリウム以外のナトリウム塩を技術的目的で添加することについては、当該食品のナトリウム含有量が低ナトリウムの強調表示条件を満たす範囲での添加であれば、国の当局はこれを容認してもよい。

持した。一方で、技術的目的で添加されるナトリウム塩まで規制するのは厳格すぎるとの意見もあり、食塩不添加強調表示の条件案については、オプション1を基本にしつつも、①「塩化ナトリウム以外のナトリウム塩を技術的目的で添加することについては、当該食品のナトリウム含有量が低ナトリウムの強調表示条件を満たす範囲での添加であれば、国の当局はこれを容認してもよい」との文言を条件案に追加すること、②オプション1との整合性からガイドラインにおける食塩不添加表示の標題を「ナトリウム塩不添加」とすること、③食塩フリー表示についてはナトリウムフリー表示の条件を満たすことを要件とすることで合意した。

なお、前回部会の前の電子作業部会においては、海藻の使用は食塩添加の代替とみなしうるとの考えから、一時、海藻を使用した食品について、食塩（ナトリウム塩）不添加強調表示を不可とする案が示されていた。これに対し、我が国としては、海藻は食塩添加の代替としてではなく、むしろ食物繊維やカリウムの供給源として長年摂取されてきたことを挙げ、海藻の使用を食塩（ナトリウム塩）不添加強調表示不可の対象とすべきではないとの反対意見を示した。この結果、海藻については「使い方次第では（食塩（ナトリウム塩）不添加強調表示を不可とする）」と変更され、前回部会でも特に反対意見は示されなかった。

（対処方針）

現在の改訂案は、我が国の食塩無添加表示の規定²やWHO世界戦略とも概ね整合することから、我が国としては支持する。

さらに、海藻の使用については全面的にナトリウム塩不添加強調表示不可の対象とされないよう対応したい。

仮議題5. 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン

(a) : エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用（ステップ3）

（経緯）

前回部会では、本議題に関しての電子作業部会の議長国である米国から、エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用について、使用条件を付さない案と、「長期間休眠する特性のある品種が入手できない場合又はこれらの品種がその土地での生産条件に合致しない場合に保管された玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のためには認証機関又は当局による承認が必要」との使用条件を付す案の2案が電子作業部会の検討結果として提案された。エチレンの使用に関しては長い歴史があり消費者、労働者及び環境への悪影響に関する明確な証拠はないとして使用に賛成する国がある一方、エチレンの当該使用には代替材があるとの発言や、エチレンやエチレン生産のリスクに関する新たな知見のためさらに検討すべきであるとの発言があったことを受け、米国とカメルーンを議長とする電子作業部会を設置し、引き続き検討が行われることとなった。その後、電子作業部会において前回部会で述べられたエチレンについての追加的な情報が各国に共有された。

² 我が国の規定では、その食品本来の成分としてナトリウムが含まれていても食塩無添加表示をしても差し支えないことになっている。ただし、従来、ナトリウムに代えて食塩で栄養指導が行われてきた経緯等に鑑み、食塩以外の形であってもナトリウムを添加していれば、食塩無添加表示は不可とされている。（「栄養表示基準等の取扱いについて」（平成8年5月23日衛新第46号）6（6））

(対処方針)

使用許可資材の追加に必要な条件は、本ガイドライン第5節に規定されていることから、玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制を目的としたエチレンの追加に際しても、この条件が満たされることが重要であるとの立場で対処したい。

(b)：有機養殖漁業（ステップ3）

(経緯)

既存の有機食品ガイドラインに養殖業の項目を追加する作業を行っている。前回部会では、EUが作成した改訂原案について多数のメンバーより多様なコメントが提出されたため、原案の内容について討議することなく、電子作業部会（議長国 EU）を設置して、検討することが合意された。また、今次部会の直前に物理的作業部会（議長国 EU）を開催することも合意された。

(対処方針)

詳細な議論を行う前に「有機養殖」とは何か、メンバー間で共通認識を得る必要があるため、有機養殖の定義について十分議論するよう提案する。また、その他の事項についても養殖業の実態に即したガイドラインとなるよう適宜対応したい。

仮議題 6. 日付表示の規定の問題に関する討議文書

(経緯)

前回部会では、太平洋諸国は食品を輸入に頼っていることから、包装食品の日付表示について懸念事項となっていることが、ニュージーランドより示された。太平洋諸国で販売されている包装食品のなかには、日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品があること、また実際には冷凍で流通されているため、現行の日付表示は無意味化していること等が、最大の懸念であるとされた。そしてこれらが原因で、品質や安全性に関する問題が生じたり、不必要な食品廃棄を招いている可能性があることが指摘された。

ニュージーランドが現行ガイドラインに係る諸問題の概要をまとめた討議文書を準備し、この問題を新たな作業とするかについて、今次部会で検討することが合意された。

(対処方針)

資料未着であるが、今後配布予定の資料に基づき、適宜対応したい。

仮議題 7. 育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示に関する討議文書

(経緯)

前回部会では、国際食糧政策研究所（International Food Policy Research Institute：IFPRI）より、育種選別により栄養強化された作物についてのプレゼンテーションがあり、この種の作物に由来する食品の表示をどのように行えばよいかについて、部会に照会があった。部会は、今次部会での検討に向け、IFPRI が討議文書を作成する可能性を確認し、議長より、討議文書に反映させたい情報を持つメンバーは IFPRI にコンタクトするよう助言があった。

(対処方針)

資料未着であるが、今後配布予定の資料に基づき、適宜対応したい。